

ひとり親世帯臨時特別給付金

子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯については、子育てに対する負担増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給いたします。給付金は、「①基本給付」と「②追加給付」があります。

支給対象者および支給額

1. 基本給付 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円

6月分の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方へ給付を行います。(児童扶養手当法に定める養育者の方も対象となります)

2. 追加給付 1世帯5万円

基本給付に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方へ給付を行います。

申請等について

基本給付は申請不要です。

※児童扶養手当が振込みされる口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、児童扶養手当の振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

追加給付は申請が必要です。

※8月の現況届提出時に、収入が減少している旨の申請を行っていただきます。

申請開始日や申請書類について

- ・基本給付の振込日やその他追加の情報については、市のホームページ等でお知らせいたします。
- ・送付する申請書に必要事項を記入して、必要書類とともに窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ・給付金の対象が拡充された場合には、市ホームページや広報紙で改めてお知らせいたします。

お問い合わせ先

うるま市役所 「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口
児童家庭課 母子父子係 ☎973-4983

ご家庭に眠っている食品はありませんか？

フードドライブにご協力ください！

市では子どもの貧困対策の一環として、日本郵便沖縄支社と市社会福祉協議会と協定を結び、子どもの居場所へ食品を届ける「フードドライブ」の取り組みを行っています。

ご家庭で使い切れないなどで、保管したままになっている食品をうるま市内の郵便局窓口（簡易郵便局は除きます）にある「フードボックス」へお寄せください。

お問い合わせ先 こども未来課 ☎989-5313 うるま市社会福祉協議会 ☎973-5459

「わくわく」こどもだより

特別児童扶養手当の

お問い合わせ先 児童家庭課 母子父子係 ☎973-4983

所得状況届の受付方法と診断書提出期限が変わります！

所得状況届を郵送でも受付します！

特別児童扶養手当を受けている方は、受給資格確認のため、毎年8月に「所得状況届」の提出が必要ですが、令和2年度に限り郵送での対応が可能になりました。

該当者については、様式を送付しますので必要事項を記入の上、返送してください。

なお、8月3日(月)～8月28日(金)までは市役所東棟3階大講堂にて受付も行ってまいります。※児童扶養手当については、例年通りとなります。お気を付けください。

診断書の提出期限を1年間延長します！

特別児童扶養手当の有期認定に係る診断書の提出期限が、令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間に到来する受給資格者について、外出自粛や医療機関の状況等により診断書の提出ができない場合に、提出期限をそれぞれ1年間延長することとなりましたのでお知らせいたします。

児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し

令和3年3月分から障害年金を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わります。

Q どう変わるの？

A 現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当が受給できず、就労が難しい方は、厳しい経済状況におかれています。そこで、「児童扶養手当法」の一部を改正し、令和3年3月分(令和3年5月支払)から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することが出来るように見直します。

※なお、障害年金以外の公的年金(遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給している方については、これまでと同様、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合にその差額の児童扶養手当を受給できます。

Q 手続きは必要？

A ・すでに児童扶養手当受給者資格者としての認定を受けている方は、原則、申請不要です。
・それ以外の方は、うるま市児童家庭課へ児童扶養手当の受給申請が必要となります。
なお、令和3年3月1日より前であっても、受給申請は可能です。

詳しくは児童家庭課までお問合せください。

お問い合わせ先 児童家庭課 母子父子係 ☎973-4983